を「当期無償取得等株式数／当期給与等課税額確定数」に改め、同表の記載要領第11号中「「交付の時の単価　(6)」」を「「交付の時等の単価　(6)」」に、「交付の時の価額」を「交付の時等の価額」に改め、同第11号を同第四号とし、同第11号の次に次の1号を加える。

3　「当期給与等課税額確定数　(9)」の欄は、法人が平成29年10月1日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をした所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第2条の規定による改正前の法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、当該事業年度において譲渡についての制限が解除された数を記載すること。

別表十四(四)の表中「発行年月日／発行対象者の区分及び人数／新株予約権発行数」を「交付年月日／交付対象者の区分及び人数／新株予約権交付数」に、「発行の時の単価」を「交付の時等の単価」に、「当期発行数」を「当期交付数」に改め、同表の記載要領第1号中「法人が」を「個人に」に、「新株予約権を発行している場合に」を「特定新株予約権（第3号において「特定新株予約権」という。）又は同項に規定する承継新株予約権が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が」に改め、同第11号中「「発行の時の単価　(6)」」を「「交付の時等の単価　(6)」」に、「金額」を「特定新株予約権の1個当たりの交付の時等の価額」に改める。

別表十四(五)の記載要領第1号中「同じ。）」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成29年旧法」という。）第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「（法第62条の7第1項」を「（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の7第1項又は平成29年旧法第62条の7第1項」に改める。

別表十四(五)付表一の表中「支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回つていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書」を「支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回つていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書」に改め、「Ⅰ　支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回つていない資産に関する明細書」を「Ⅰ　支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回つていない資産に関する明細書」に改め、同表の記載要領第1号を次のように改める。

1　この表のⅠは、法人が令第123条の8第3項第5号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第14項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「平成29年旧令」という。）第123条の8第3項第5号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第14項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令第123条の8第3項第5号又は平成29年旧令第123条の8第3項第5号の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四(五)付表一の記載要領第11号を同第三号とし、同第一号の次に次の1号を加える。

2　平成29年4月1日前に最後に法第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の支配関係があることとなつた同項に規定する支配関係法人との間で行われた同項に規定する特定適格組織再編成等については、「支配関係事業年度開始日」とあるのは、「支配関係発生日」として記載すること。

別表十四(五)付表一の記載要領中「の規定若しくは同条第6項」を「（同条第6項」に、「同条第4項の規定の」を「場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の」に改め、「の益金又は損金算入」及び「又は同条第6項から第8項までにおいて準用する同条第4項の規定」を加える。

別表十四(五)付表二の表中「関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回つていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書」を「関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回つていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書」に、

Ⅰ　関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回つていない資産			
資産を関連法人支配関係発生日において有する関連法人名		引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別	引継

を

Ⅰ　関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回つていない資産に関する明細書			
資産を関連法人支配関係事業年度開始日において有する関連法人名		引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別	引継資産・保有資産

に改め、同表の記載要領第1号を次のように改める。

1　この表のⅠは、法人が令第123条の8第12項第3号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第15項、第17項及び第18項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「平成29年旧令」という。）第123条の8第12項第3号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第15項、第17項及び第18項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令第123条の8第12項第3号ロ又は平成29年旧令第123条の8第12項第3号ロの規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。